

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二百三十三号	第1種区画漁業のり養殖業	9月1日から11月30日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1号 中津市大字角木御船岬の先端の標識 基点第3号 中津市大字田尻和間鼻西新開堤防の北西端の標識	イ 基点第1号から347度10分2,990メートルの点 ロ 基点第1号から352度4,175メートルの点 ハ 基点第3号から12度3,450メートルの点 ニ 基点第3号から13度15分2,435メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜、大字大新田、大字田尻、大字是則、大字定留及び大字諸田	大分県大分市府内町3丁目5番7号 大分県漁業協同組合 【中津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二百三十三号
区第二百九十九号	第1種区画漁業のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1号 中津市大字角木御船岬の先端の標識 基点第2号 中津市大字米山米山海岸堤防の西端の標識 基点第3号 中津市大字田尻和間鼻西新開堤防の北西端の標識	イ 基点第1号から10度45分1,650メートルの点 ロ 基点第1号から11度40分2,250メートルの点 ハ 基点第2号から44度30分2,510メートルの点 ニ 基点第3号から357度30分1,960メートルの点 ホ 基点第3号から292度550メートルの点 ヘ 基点第2号から54度310メートルの点 ト 基点第2号から31度30分570メートルの点 チ 基点第1号から324度50分935メートルの点 リ 基点第1号から351度30分1,830メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市小祝新町、字小祝、大字角木、下正路町、角木町、船頭町、船場町、片端町、大字大塚、大字牛神、大字東浜及び大字大新田	〃 【中津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二百九十九号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四百二号	第1種区画漁業のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇佐市柳ヶ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ、ト、チ、リ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第8号 宇佐市大字住江弁才門門階段西角の標識 基点第9号 宇佐市大字長洲小松橋下流側中央 基点第63号 宇佐市黒川橋の東側橋脚下流側中央	イ 基点第63号から3度1,200メートルの点 ロ 基点第63号から3度2,200メートルの点 ハ 基点第9号から352度2,500メートルの点 ニ 基点第9号から352度800メートルの点 ホ 基点第9号から343度800メートルの点 ヘ 基点第9号から345度30分1,290メートルの点 ト 基点第8号から359度690メートルの点 チ 基点第8号から309度10分1,080メートルの点 リ 基点第8号から294度910メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字郡中新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町及び大字下乙女	〃【宇佐地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四百二号
区第四百五号	第1種区画漁業のり、ひじき養殖業	9月1日から翌年6月30日まで	宇佐市大字長洲の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1035号 宇佐市大字長洲長洲漁港（新港）の北東端角の標識 基点第1236号 宇佐市大字岩保新田和間漁港防波堤北西端角の標識	イ 基点第1035号から307度30分285メートルの点 ロ 基点第1035号から349度30分1,290メートルの点 ハ 基点第1236号から358度1,585メートルの点 ニ 基点第1236号から358度385メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字長洲	〃【宇佐地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四百五号
区第四百八号	第1種区画漁業のり養殖業	9月1日から翌年4月30日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第869号 宇佐市大字松崎（肥塚）2493の28番地（砂防堤の根基の中央から西へ145メートルの点）の標識 基点第1236号 宇佐市大字岩保新田和間漁港防波堤北西端角の標識	イ 基点第1236号から358度385メートルの点 ロ 基点第1236号から358度1,585メートルの点 ハ 基点第869号から342度1,955メートルの点 ニ 基点第869号から342度795メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字蟪木、大字松崎、大字西大堀、大字佐々礼、大字岩保新田、大字久兵衛新田、大字北鶴田新田及び大字南鶴田新田	〃【宇佐地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四百八号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第六百十一号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	豊後高田市堅来の地先	基点第1261号、 イ、ロ、ハ及び 基点第1261号の 各点を順次に結 んだ線によって 囲まれた区域で あって、ニ、 ホ、ヘ、ト及び ニの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域を除いた区 域	基点第 1261 号 豊後高田市三浦漁 港の堤防と消波ブ ロックの交点の標 識	イ 基点第1261号から109 度48分150メートルの点 ロ 基点第1261号から206 度48分609メートルの点 ハ 基点第1261号から224 度42分635メートルの点 ニ 基点第1261号から224 度42分165メートルの点 ホ 基点第1261号から183 度36分239メートルの点 ヘ 基点第1261号から200 度18分418メートルの点 ト 基点第1261号から224 度42分365メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	〃 【香々地地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第六百十一号
区第七百一号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国見町竹田津 の地先	基点第1260号、 イ、ロ、ハ及び 基点第1260号の 各点を順次に結 んだ線によって 囲まれた区域	基点第 1260 号 国東市国見町竹田 津柱崎の標識	イ 基点第1260号から229 度535メートルの点 ロ 基点第1260号から276 度980メートルの点 ハ 基点第1260号から321 度495メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国見町	〃 【国見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第七百一号
区第七百十二号	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖 業	10月1日から 翌年6月15日まで	国東市国見町櫛来の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 654 号 国東市国見町櫛来 干拓の東端の防波 堤の基部の標識	イ 基点第654号から11度 882メートルの点 ロ 基点第654号から7度 751メートルの点 ハ 基点第654号から353 度817メートルの点 ニ 基点第654号から357 度976メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	国東市国見町	〃 【国見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第七百十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第七百十三号	第1種区画漁業 わかめ養殖業	10月1日から 翌年6月15日まで	国東市国見町向田の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1262 号 国東市国見町島田 漁港東防波堤突端	イ 基点第1262号から109 度394メートルの点 ロ 基点第1262号から116 度502メートルの点 ハ 基点第1262号から122 度478メートルの点 ニ 基点第1262号から118 度386メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国見町	〃 【国見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第七百十三号
区第八百十号	第1種区画漁業 わかめ養殖業	11月1日から 翌年4月30日まで	東国東郡姫島村字両瀬の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1129 号 東国東郡姫島村宇 タルミ4571番地の 2の標識	イ 基点第1129号から219 度730メートルの点 ロ 基点第1129号から118 度785メートルの点 ハ 基点第1129号から100 度628メートルの点 ニ 基点第1129号から226 度641メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	〃 【姫島地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第八百十号
区第八百十一号	第1種区画漁業 ひとえぐさ養殖業	11月1日から 翌年6月30日まで	東国東郡姫島村の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1269 号 東国東郡姫島村 4170番地の5防波堤 北側角 基点第 1270 号 東国東郡姫島村 4170番地の5防波堤 南側角	イ 基点第1270号から126 度48分8メートルの点 ロ 基点1269号から126度 48分8メートルの点 ハ 基点第1269号から126 度48分51メートルの点 ニ 基点第1270号から126 度48分51メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	〃 【姫島地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第八百十一号
区第八百十二号	第1種区画漁業 こんぶ養殖業	11月1日から 翌年5月31日まで	東国東郡姫島村の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1286 号 東国東郡姫島村 2301番地の3地先 の標識	イ 基点第1286号から205 度15分151メートルの点 ロ 基点第1286号から161 度49分220メートルの点 ハ 基点第1286号から179 度05分323メートルの点 ニ 基点第1286号から206 度41分281メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	〃 【姫島地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第八百十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第九百十号	第1種区画漁業 わかめ・ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町富来の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1263 号 国東市国東町富来 港防波堤赤灯台	イ 基点第1263号から355 度1,040メートルの点 ロ 基点第1263号から342 度1,851メートルの点 ハ 基点第1263号から299 度1,800メートルの点 ニ 基点第1263号から277 度1,100メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第九百十号
区第九百十一号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町重藤の 地先	基点第77号、 イ、ロ及び基点 第1264号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 77 号 国東市国東町と同 市武蔵町との境界 基点第 1264 号 国東市国東町治郎 丸川河口左岸南東 端角	イ 基点第77号から85度 57分2,381メートルの点 ロ 基点第1264号から87 度20分1,847メートルの 点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第九百十一号
区第九百十二号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町富来の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1263 号 国東市国東町富来 港防波堤赤灯台	イ 基点第1263号から337 度57分2,496メートルの点 ロ 基点第1263号から333 度39分3,528メートルの 点 ハ 基点第1263号から326 度48分3,456メートルの 点 ニ 基点第1263号から324 度44分2,367メートルの 点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第九百十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第九百十三号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市国東町富来の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1263 号 国東市国東町富来 港防波堤赤灯台 基点第 1290 号 国東市国東町来浦 漁港北側防波堤の 先端北西側角	イ 基点第1263号から333 度08分3,819メートルの 点 ロ 基点第1290号から48 度34分300メートルの点 ハ 基点第1290号から41 度01分136メートルの点 ニ 基点第1263号から328 度41分3,794メートルの 点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第九百十三号
区第千十号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市武蔵町池ノ内 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 77 号 国東市国東町と同 市武蔵町との境界	イ 基点第77号から86度 52分788メートルの点 ロ 基点第77号から88度 41分1,891メートルの点 ハ 基点第77号から129度 24分2,446メートルの点 ニ 基点第77号から153度 07分1,741メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市武蔵町	〃 【武蔵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第千十号
区第千十一号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市武蔵町池ノ内 の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 77 号 国東市国東町と同 市武蔵町との境界	イ 基点第77号から160度 56分2,561メートルの点 ロ 基点第77号から142度 01分3,072メートルの点 ハ 基点第77号から149度 25分3,716メートルの点 ニ 基点第77号から165度 21分3,307メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市武蔵町	〃 【武蔵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第千十一号
区第千百十号	第1種区画漁業 ひじき養殖業	10月1日から 翌年6月30日まで	国東市安岐町塩屋の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 79 号 国東市と杵築市と の境界	イ 基点第79号から54度 18分1,383メートルの点 ロ 基点第79号から80度 38分2,031メートルの点 ハ 基点第79号から108度 20分1,595メートルの点 ニ 基点第79号から91度 53分618メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市安岐町	〃 【安岐地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第千百十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千五百十一号	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第755号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第680号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第113号 白杵市大字深江飛潮鼻の標識 基点第680号 白杵市大字佐志生字楠ヶ迫2の4009番地の1の標識 基点第755号 白杵市大字佐志生字長浜大谷4751番地の2（一本松）の標識	イ 基点第755号から保戸島遠見山頂上見通し線上100メートルの点 ロ 基点第755号から220度320メートルの点 ハ 基点第755号から193度420メートルの点 ニ 基点第680号から基点第113号見通し線上300メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	白杵市大字佐志生	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千五百十一号
区第二千五百十二号	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第1100号、イ、ロ及び基点第681号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第681号 白杵市大字佐志生字尾本3688番地の6の埋立地角の標識 基点第811号 白杵市大字佐志生字黒島平ばえの標識 基点第1100号 白杵市大字佐志生字釜浦の市道佐志生本線擁壁工の標識	イ 基点第1100号から基点第811号見通し線上220メートルの点 ロ 基点第681号から黒島北端見通し線上100メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	白杵市大字佐志生	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千五百十二号
区第二千五百十六号	第1種区画漁業 わかめ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	基点第676号、イ、ロ及び基点第677号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第676号 白杵市大字佐志生字藤田漁港南側防波堤の根基の標識 基点第677号 白杵市大字佐志生字乗越5876番地（坊主山）の標識	イ 基点第676号から小三ツ子島頂上見通し線上230メートルの点 ロ 基点第677号から小三ツ子島頂上見通し線上170メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	白杵市大字佐志生	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千五百十六号
区第二千七百一号	第1種区画漁業 ひとえぐさ養殖業	9月1日から翌年5月31日まで	白杵市大字諏訪の地先	基点第682号、イ、ロ及び基点第683号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第682号 白杵市大字諏訪字ウソ越738番地（樋門上流端）の標識 基点第683号 白杵市大字諏訪字村下646番地の8の標識	イ 基点第682号から白杵市大字白杵68番地の4の防波堤暗渠見通し線上150メートルの点 ロ 基点第683号から白杵市洲崎埋立地東端見通し線上250メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	白杵市大字諏訪及び大字大浜	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千七百一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千七百十一号	第1種区画漁業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	白杵市大字深江の地先	基点第765号、イ、ロ及び基点第766号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第765号 白杵市大字深江字柿木畑1216番地(市道10号橋の右岸橋礎)の標識 基点第766号 白杵市大字深江字西平1430番地の1(久保浦鼻突端の光石)の標識	イ 基点第765号から高島南東端見通し線上300メートルの点 ロ 基点第766号からすぐれ鼻見通し線上200メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	白杵市大字深江	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千七百十一号
区第二千七百十二号	第1種区画漁業 わかめ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	白杵市大字風成の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第108号 大分市と白杵市との境界(竜ヶ鼻)の標識 基点第1092号 白杵市大字風成字後山949番地の1の標識 基点第1093号 白杵市大字風成字久保横網代橋左側の河口寄りの付根の標識 基点第1157号 白杵市大三ツ子島最頂部	イ 基点第1092号から基点第1157号見通し線上140メートルの点 ロ 基点第1092号から基点第1157号見通し線上80メートルの点 ハ 基点第1093号から基点第108号見通し線上180メートルの点 ニ 基点第1093号から基点第108号見通し線上300メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	白杵市大字風成	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千七百十二号
区第二千八百十二号	第1種区画漁業 わかめ、こんぶ養殖業	9月1日から 翌年5月31日まで	津久見市大字四浦字深良津の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1008号 津久見市大字四浦字蜂ヶ久保2983番地(峰ヶ久保)の先端の標識	イ 基点第1008号から立山鼻見通し線上150メートルの点 ロ 基点第1008号から立山鼻見通し線上375メートルの点 ハ 基点第1008号から101度490メートルの点(津久見市大字四浦3394番地の地先のさざえばえ) ニ 基点第1008号から121度30分310メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	津久見市大字四浦字刀自ヶ浦、字久保泊及び字深良津	〃 【津久見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千八百十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千五百二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1000 号 白杵市大字佐志生字折立5184の2番地（しゅんばち鼻）の標識	イ 基点第1000号から白杵市はだか島頂上見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1000号から白杵市はだか島頂上見通し線上380メートルの点 ハ 基点第1000号から124度30分399メートルの点 ニ 基点第1000号から140度40分216メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	白杵市大字佐志生	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千五百二十号
区第二千七百二十二号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字中津浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1147 号 白杵市大字中津浦2番地の1の標識	イ 基点第1147号から白杵市大字深江すずれ鼻見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1147号から白杵市大字深江すずれ鼻見通し線上380メートルの点 ハ 基点第1147号から126度45分393メートルの点 ニ 基点第1147号から141度206メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	白杵市大字大浜及び大字中津浦	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千七百二十二号
区第二千七百二十三号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の地先	基点第404号、イ、ロ及び基点第1250号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 404 号 白杵市大字深江字柿ノ浦（すずれ鼻）の標識 基点第 1250 号 白杵市大字深江字柿ノ浦1089番地の4の標識	イ 基点第404号から桜鼻見通し線上160メートルの点 ロ 基点第1250号から96度140メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	白杵市大字深江	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千七百二十三号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千七百二十四号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の地先	基点第1251号、イ、ロ及び基点第1252号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1251号 白杵市大字深江字柿ノ浦1092番地の5の標識 基点第1252号 白杵市大字深江字柿ノ浦1090番地の1の標識	イ 基点第1251号から103度110メートルの点 ロ 基点第1252号から103度116メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	白杵市大字深江	〃 【白杵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千七百二十四号
区第二千八百二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目字伊崎の地先	基点第396号、イ、ロ及び基点第500号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第396号 津久見市大字長目2654番地（黒島西端）の標識 基点第500号 津久見市大字長目黒島北端の標識 基点第578号 津久見市大字長目字浦代221番地長目崎東端の標識	イ 基点第396号から基点第578号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第500号から269度48分350メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	津久見市大字長目	〃 【津久見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千八百二十号
区第二千八百二十一号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代浦の地先	基点第385号、基点第386号、イ、ロ及び基点第385号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第385号 津久見市大字網代琴浦の標識 基点第386号 津久見市大字網代網代島えびす神社鳥居の中央	イ 基点第386号から府高造船所北端見通し線上100メートルの点 ロ 基点第385号から底はえ鼻の標識見通し線上100メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	津久見市大字網代	〃 【津久見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二千八百二十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千九百二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出浦の地先	基点第519号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第1253号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第171号 佐伯市鶴見大字中越浦と同市鶴見大字丹賀浦との境界(宇土崎) 基点第519号 佐伯市鶴見大字羽出浦矢石鼻 基点第1042号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識 基点第1253号 佐伯市鶴見大字羽出浦字矢石84番地1先の標識	イ 基点第519号から基点第171号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1253号から185度230メートルの点 ハ 基点第1253号から195度200メートルの点 ニ 基点第1253号から基点第1042号見通し線上60メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字羽出浦	【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千九百二十号
区第三千九百二十一号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中越浦の地先	基点第1041号、イ、ロ及び基点第1246号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1041号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ528番地10の標識 基点第1042号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識 基点第1246号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ540番地1先の標識	イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字戸島頂上見通し線上180メートルの点 ロ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字戸島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から佐伯市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルの点とを結んだ線と基点第1246号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線の交点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字中越浦	【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千九百二十一号
区第四千二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀浦の地先	基点第470号、イ及び基点第1266号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第470号 佐伯市鶴見大字丹賀浦字岩屋2番地1(宇土崎小脇の鼻)の標識 基点第471号 佐伯市鶴見大字丹賀浦赤鼻の標識 基点第1266号 佐伯市鶴見大字丹賀浦黒岩の浜の標識	イ 基点第470号と基点第471号から佐伯市鶴見大字大島高島東北端見通し線上300メートルの点とを結んだ線と基点第1266号から佐伯市鶴見大字大島高島頂上見通し線の交点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字丹賀浦及び大字梶寄浦	【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千二十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
区第四千四百二十号	第1種区画漁業 真珠母貝養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ線 によって囲まれ た区域	基点第 1241 号 佐伯市蒲江大字畑 野浦字釜ノ浦ウシ ケ鼻の先端の標識	イ 基点第1241号から292 度110メートルの点 ロ 基点第1241号から 348.5度110メートルの 点 ハ 基点第1241号から 335.5度202.5メー トルの点 ニ 基点第1241号から306 度200メートルの点	1 海上交通の安全 確保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに設 置場所を表示する 海上標識用灯火を 設置すること。 2 漁場面積 1,000㎡あたり 成貝5,000個以 内とする。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	〃 【上入津地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千四百二十号
区第二千五百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字佐志生及 び大字下ノ江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 761 号 臼杵市大字佐志生 字三ツ子島鳥井ノ 瀬頂上 基点第 815 号 臼杵市大字下ノ江 魚見鼻東端の標識	イ 基点第761号から250 度230メートルの点 ロ 基点第761号から250 度1,030メートルの点 ハ 基点第815号から69度 710メートルの点 ニ 基点第815号から69度 1,520メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	臼杵市大字佐志 生、大字下ノ 江、大字中津 浦、大字大浜、 大字諏訪、大字 臼杵、大字板知 屋、大字大泊、 大字風成及び大 字深江	〃 【臼杵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千五百三十号
区第二千七百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	臼杵市大字大泊字津 久見島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 112 号 臼杵市津久見島立 ばえ 基点第 763 号 臼杵市大字大泊字 津久見島1385番地 の3(ウノクソば え)の標識	イ 基点第763号から241 度13分220メートルの点 ロ 基点第763号から241 度13分520メートルの点 ハ 基点第112号から245 度20分521メートルの点 ニ 基点第112号から250 度52分223メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	臼杵市大字大泊	〃 【臼杵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千七百三十号
区第二千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字千怒の 地先	基点第391号、イ 及びロの各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 391 号 津久見市大字千怒 489番地の1(千怒 崎小鼻)の標識 基点第 1237 号 津久見市大字下青 江津久見市終末処 理場の護岸北端の 標識	イ 基点第391号から基点 第1237号見通し線上230 メートルの点 ロ 基点第391号から南側 堤防へ140メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字千 怒及び高洲町	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百三十号

免許番号 漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
			区域	基点	点					
区第二千八百三十一号 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代の 地先	基点第374号と 基点第1199号を 結んだ線及び基 点第1200号、イ 及び基点第377号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線から 50メートルの線 とによって囲ま れた区域	基点第 374 号 津久見市大字網代 字腹間4950番地の 1の標識 基点第 377 号 津久見市大字網代 4804番地の2 (長 藻鼻)の標識 基点第 379 号 津久見市大字網代 3541番地 (江ノ浦 松ヶ鼻)の標識 基点第 1199 号 津久見市大字網代 玉島東端 基点第 1200 号 津久見市大字網代 玉島西端	イ 基点第1200号と基点 第379号とを結んだ線 と、基点第377号と津久 見市大字日見辰ヶばえ とを結んだ線との交点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字網 代、大字日見及 び高洲町	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百三十一号
区第二千八百三十三号 第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目字 楠屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 671 号 津久見市大字長目 字王ヶ浦2586番地 の標識	イ 基点第671号から147 度54分198メートルの点 ロ 基点第671号から154 度30分648メートルの点 ハ 基点671号から105度 42分1,036メートルの点 ニ 基点第671号から80度 30分839メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字長 目及び高洲町	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百三十三号
区第二千八百三十四号 第1種区画漁業 くろまぐる小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦の 地先	基点第373号、 イ及び基点第 1061号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線から100メ ートルの線とに よって囲まれた 区域	基点第 373 号 津久見市大字四浦 34番地の8 (観音 埼内鼻)の標識 基点第 1061 号 津久見市大字四浦 字黒ばえ286番地の 標識	イ 基点第373号から津久 見市大字四浦字白小島 を結んだ線と、基点第 1061号から79度の線と の交点		津久見市大字四 浦字荒代、同字 鳩浦及び高洲町	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百三十四号

(制限又は条件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が21,600平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：長方形、規格：30メートル×40メートル、台数：2台
形状：長方形、規格：40メートル×60メートル、台数：8台
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
区第二千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦の 地先	基点第373号、 イ、ロ、ハ及び 基点第1061号の 各点を順次に結 んだ線と最大高 潮時海岸線から 100メートルの線 とによって囲ま れた区域	基点第 373 号 津久見市大字四浦 34番地の8(観音 埼内鼻)の標識 基点第 1061 号 津久見市大字四浦 字黒ばえ286番地の 標識	イ 基点第373号から津久 見市大字四浦字白小島 見通し線上最大高潮時 海岸線から100メートル の点 ロ 基点第373号から128 度36分130メートルの点 ハ 基点第1061号から79 度604メートルの点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字四 浦字荒代、同字 鳩浦及び高洲町	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百三十五号
区第二千八百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦字 田ノ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 1205 号 津久見市大字四浦 字田ノ浦四浦漁港 田ノ浦西防波堤の 突端	イ 基点第1205号から293 度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261 度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251 度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310 度321メートルの点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字四 浦(字荒代及び 字鳩浦を除 く。)	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百四十号
区第二千八百四十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦字 田ノ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 1205 号 津久見市大字四浦 字田ノ浦四浦漁港 田ノ浦西防波堤の 突端	イ 基点第1205号から293 度582メートルの点 ロ 基点第1205号から261 度544メートルの点 ハ 基点第1205号から251 度256メートルの点 ニ 基点第1205号から310 度321メートルの点		津久見市大字四 浦(字荒代及び 字鳩浦を除 く。)	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百四十一号

(制限又は条件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が9,034平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：円形、規格：直径30メートル、台数：3台
形状：円形、規格：直径20メートル、台数：1台
形状：長方形、規格：80メートル×40メートル、台数：2台
形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：2台
- 当該漁業権に係る漁場の区域において天然種苗の活込みを行ってはならない。なお、「天然種苗の活込み」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入することをいう。
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字保戸島の地先	基点第1148号、イ、ロ、ハ及び基点第1184号を結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1148号 津久見市大字保戸島地下南防波堤と新地物揚場の交点 基点第1184号 津久見市大字保戸島カモンバエ北端	イ 基点第1148号から276度18メートルの点 ロ 基点第1148号から218度243メートルの点 ハ 基点第1184号から334度135メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	津久見市大字保戸島	〃 【保戸島地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千三十号
区第三千二百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字敷場4928番地3の標識	イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から164度823メートルの点 ハ 基点第848号から225度1,091メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市上浦大字最勝海浦	〃 【上浦地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千二百三十号
区第三千二百三十一号	第1種区画漁業 くろまぐる小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第848号 佐伯市上浦大字最勝海浦字敷場4928番地3の標識	イ 基点第848号から140度376メートルの点 ロ 基点第848号から170度1,309メートルの点 ハ 基点第848号から211度1,492メートルの点 ニ 基点第848号から250度808メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	佐伯市上浦大字最勝海浦	〃 【上浦地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千二百三十一号
区第三千二百三十七号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐる養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字浅海井浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第180号 佐伯市鶴見大字大島字水の子2の1559番地水ノ子島灯台 基点第1175号 佐伯市上浦大字浅海井浦2317番地27の標識 基点第1176号 佐伯市上浦大字浅海井浦2396番地1(暗渠)の標識	イ 基点第1175号から基点第180号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第1175号から基点第180号見通し線上450メートルの点 ハ 基点第1176号から基点第180号見通し線上580メートルの点 ニ 基点第1176号から基点第180号見通し線上280メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市上浦大字浅海井浦	〃 【上浦地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千二百三十七号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千二百三十八号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝 海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順次 に結んだ線によつて 囲まれた区域	基点第 143 号 佐伯市上浦大字最 勝海浦字塩屋ヶ浦 3549番地1の地先 の岩の標識（唐船 鼻）	イ 基点第143号から98度 889メートルの点 ロ 基点第143号から122 度1,046メートルの点 ハ 基点第143号から146 度977メートルの点 ニ 基点第143号から169 度967メートルの点 ホ 基点第143号から144 度307メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。	佐伯市上浦大字 最勝海浦	〃 【上浦地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千二百三十八号
区第三千二百三十九号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字最勝 海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によつて 囲まれた区域	基点第 143 号 佐伯市上浦大字最 勝海浦字塩屋ヶ浦 3549番地1の地先 の岩の標識（唐船 鼻） 基点第 1145 号 佐伯市大字荒網代 浦竹ヶ島灯台	イ 基点第143号から162 度265メートルの点 ロ 基点第143号から基点 第1145号見通し線上950 メートルの点 ハ 基点第143号から214 度1,140メートルの点 ニ 基点第143号から249 度660メートルの点		佐伯市上浦大字 最勝海浦	〃 【上浦地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千二百三十九号

(制限又は条件)

- 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。
- 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が61,446平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。
形状：長方形、規格：77メートル×42メートル、台数：19台
- 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、179尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。
- 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。

免許番号	漁業の種類 及び名 類称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千二百四十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	4月1日から9月 30日まで	佐伯市上浦大字最勝 海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ線に よって囲まれた区 域	基点第 1289 号 佐伯市上浦大字最 勝海浦蒲戸崎の標 識	イ 基点第1289号から 293度1,105メートル の点 ロ 基点第1289号から 306度1,026メートル の点 ハ 基点第1289号から 298度621メートルの 点 ニ 基点第1289号から 274度809メートルの 点 ホ 基点第1289号から 286度1,064メートル の点	1 海上交通の安全 確保のため、養殖 筏等の流出及び移 動を防止し、並び に設置場所を表示 する海上標識用灯 火を設置するこ と。 2 当該漁業権に係 る区画漁業で養殖 される魚は、区第 3230号に係る区画 漁業で養殖の用に 供される施設から 移送されたもので なければならな い。	佐伯市上浦大 字最勝海浦	〃 【上浦地区】	令和元年 9月1日 から令和 5年8月 31日まで	区第三千二百四十号
区第三千二百四十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	4月1日から9月 30日まで	佐伯市上浦大字最勝 海浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ 及びイの各点を順 次に結んだ線に よって囲まれた区 域	基点第 1289 号 佐伯市上浦大字最 勝海浦蒲戸崎の標 識	イ 基点第1289号から 293度1,105メートル の点 ロ 基点第1289号から 322度1,007メートル の点 ハ 基点第1289号から 324度589メートルの 点 ニ 基点第1289号から 274度809メートルの 点 ホ 基点第1289号から 286度1,064メートル の点	1 海上交通の安全 確保のため、養殖 筏等の流出及び移 動を防止し、並び に設置場所を表示 する海上標識用灯 火を設置するこ と。 2 当該漁業権に係 る区画漁業で養殖 されるくろまぐろ は、区第3231号、 区第3238号又は区 第3239号に係る区 画漁業で養殖の用 に供される施設か ら移送されたもの でなければなら ない。	佐伯市上浦大 字最勝海浦	〃 【上浦地区】	令和元年 9月1日 から令和 5年8月 31日まで	区第三千二百四十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【佐伯地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千三百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江彦島の地先	基点第481号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1043号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第148号 佐伯市大字護江彦島北端 基点第481号 佐伯市大字護江彦島久保浦東側突端の標識 基点第1007号 佐伯市大字高松浦金比羅の鼻の標識 基点第1043号 佐伯市大字護江彦島1142の2番地(マアジロ鼻の突端)の標識 基点第1044号 佐伯市大字護江彦島1225番地(ハタガシリ鼻の突端のエエバエ)の標識	イ 基点第481号から佐伯市大字護江彦島無ハチク山突端見通し線上100メートルの点 ロ 基点第148号から佐伯市大字護江彦島無間口東端見通し線上50メートルの点 ハ ロの点から佐伯市大字二栄官島頂上見通し線上150メートルの点 ニ 基点第1044号から佐伯市大字高松浦メバル鼻見通し線上100メートルの点 ホ 基点第1043号から基点第1007号見通し線上50メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市大字護江、大字狩生及び大字二栄	〃 【佐伯地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千三百三十一号
区第三千五百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦の地先	基点第445号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端 基点第445号 佐伯市大字片神浦ドウダテの標識 基点第855号 佐伯市大字片神浦1番地2と同2番地2の境界の標識	イ 基点第445号から基点第149号見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市大字片神浦	〃 【佐伯地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千五百三十号
区第三千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦の地先	基点第1007号、イ、ロ及び基点第855号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第855号 佐伯市大字片神浦1番地2と同2番地2の境界の標識 基点第1007号 佐伯市大字高松浦金比羅の鼻の標識	イ 基点第1007号から佐伯市大字護江彦島の送電線鉄塔北見通し線上150メートルの点 ロ 基点第855号から佐伯市大字護江彦島の南から1番目の山頂見通し線上150メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市大字高松浦	〃 【佐伯地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千五百三十一号
区第三千五百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字久保浦の地先	基点第156号、イ、ロ及び基点第1143号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第149号 佐伯市大字護江彦島南端 基点第156号 佐伯市大字久保浦大久保鼻西の鼻 基点第1143号 佐伯市大字久保浦字内原214番地(北突端)の標識	イ 基点第156号から324度160メートルの点 ロ 基点第1143号から基点第149号見通し線上160メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市大字久保浦	〃 【佐伯地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千五百三十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千五百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字守後浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 157 号 佐伯市大字守後浦 424番地(守後鼻) の標識 基点第 1132 号 佐伯市大字守後浦 753番地1の地先の 標識	イ 基点第157号から佐伯 市大字霞ヶ浦下り松鼻 見通し線上140メートル の点 ロ 基点第1132号から290 度150メートルの点 ハ 基点第1132号から290 度50メートルの点 ニ 基点第157号から佐伯 市大字霞ヶ浦下り松鼻 見通し線上40メートル の点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字守後 浦	” 【佐伯地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千五百三十五号
区第三千六百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦字 竹ヶ谷の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 444 号 佐伯市大字片神浦 1290番地と大字塩 内浦1番地の境界 の標識 基点第 1133 号 佐伯市大字片神浦 1120の2番地の地 先の標識 基点第 1134 号 佐伯市大字片神浦 667番地と大字片神 浦668番地2の境界 の地先の標識 基点第 1187 号 佐伯市大字片神浦 667番地2と大字日 向泊浦1069番地の 境界の標識	イ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第444号から基点 第1187号見通し線上340 メートルの点 ハ 基点第1133号から基 点第1134号見通し線上 190メートルの点 ニ 基点第1133号から基 点第1134号見通し線上 40メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦字竹ヶ谷	” 【佐伯地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千六百三十号
区第三千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字荒網代浦 片白島の地先	基点第1202号、 イ、ロ及び基点第 1033号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1202 号 佐伯市大字荒網代 浦片白島北端 基点第 1033 号 佐伯市大字荒網代 浦片白島南の鼻の 標識	イ 基点第1202号から佐 伯市大入島元ヶ鼻見通 し線上280メートルの点 ロ 基点第1033号から佐 伯市大入島トウドウ鼻 の点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字荒網 代浦、大字塩内 浦、大字日向泊 浦及び大字片神 浦字竹ヶ谷	” 【佐伯地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千六百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字日向泊浦の地先	基点第1102号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1102号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第444号 佐伯市大字片神浦1290番地と大字塩内浦1番地の境界の標識 基点第1033号 佐伯市大字荒網代浦片白島南の鼻の標識 基点第1101号 佐伯市大字日向泊浦字カゲノ浦702番地の標識 基点第1102号 佐伯市大字日向泊浦字中アジロ949番地2の標識 基点第1187号 佐伯市大字片神浦667番地2と大字日向泊浦1069番地の境界の標識	イ 基点第1102号から佐伯市大字塩内浦の大羽山東端見通し線上150メートルの点 ロ 基点第444号から基点第1187号見通し線上300メートルの点 ハ 基点第444号から基点第1187号見通し線上150メートルの点 ニ 基点第1101号から基点第1033号見通し線上340メートルの点 ホ 基点第1101号から基点第1033号見通し線上50メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市大字日向泊浦	〃 【佐伯地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千六百三十二号
区第三千八百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有明浦の地先	基点第779号、イ、ロ及び基点第780号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第779号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代25番地の標識 基点第780号 佐伯市鶴見大字有明浦字小網代31番地の標識	イ 基点第779号から佐伯市鶴見大字有明浦亀の甲鼻見通し線上150メートルの点 ロ 基点第780号から佐伯市鶴見大字有明浦平間の鼻見通し線上150メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字有明浦	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千八百三十号
区第三千八百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有明浦の地先	基点第289号、イ、ロ及び基点第290号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第289号 佐伯市鶴見大字有明浦切の鼻の標識 基点第290号 佐伯市鶴見大字有明浦1574番地(排水管中央)の標識	イ 基点第289号から261度44分97メートルの点 ロ 基点第290号から234度53分307メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字有明浦	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千八百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者【地区】	存続期間
				区域	基点	点				
区第三千八百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松浦の地先	基点第1229号、イ、ロ、ハ、ニ及び基点第1292号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1229号 佐伯市鶴見大字沖松浦字塚野1254番地11の地先の埋立地南側の突端の標識 基点第1230号 佐伯市鶴見大字沖松浦字ウバガ浦1246番地18地先の1246番地20の防波堤の標識 基点第1292号 佐伯市鶴見大字沖松浦字ウバガ浦1249番地6地先の1246番地20の防波堤の標識	イ 基点第1229号から257度260メートルの点 ロ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上272メートルの点 ハ 基点第1230号から佐伯市鶴見大字地松浦水産物流通加工センター中突堤突端南側見通し線上68メートルの点 ニ 基点第1292号から237度40メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見大字沖松浦及び大字地松浦	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から令和5年8月31日まで

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
区第三千八百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松浦の地先	基点第1014号、 イ及び基点第 1015号の各点 を順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1014 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦1384の2番地 (旧防波堤突端の 西角)の標識 基点第 1015 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦1395の3番地 の標識	イ 基点第1014号と佐伯 市鶴見西ノ瀬灯浮標と を結んだ線と、基点第 1015号と佐伯市鶴見三 栗島山頂とを結んだ線 との交点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 沖松浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千八百三十三号
区第三千八百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松浦の地先	基点第1016号、 イ、ロ及び基点 第1017号の各点 を順次に結んだ線 と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 1014 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦1384の2番地 (旧防波堤突端の 西角)の標識 基点第 1016 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦1403番地(旧 防波堤突端の東 角)の標識 基点第 1017 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦1416の1番地 と同1418番地の境 界の標識	イ 基点第1014号と佐伯 市鶴見西ノ瀬灯浮標と を結んだ線と、基点第 1016号と佐伯市鶴見鶴 ノはえ頂上とを結んだ 線との交点 ロ 基点第1014号と佐伯 市鶴見西ノ瀬灯浮標と を結んだ線と、基点第 1017号と佐伯市鶴見八 島頂上とを結んだ線と の交点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 沖松浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千八百三十四号
区第三千八百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有明浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点 を順次に結んだ線 によって囲ま れた区域	基点第 1268 号 佐伯市鶴見大字有 明浦有明漁港鮪浦 北側防波堤突端の 標識	イ 基点第1268号から233 度8分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210 度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142 度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94 度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57 度40分32メートルの点 へ 基点第1268号から138 度11分19メートルの点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 有明浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千八百三十五号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千八百三十六号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字有明 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第 1268 号 佐伯市鶴見大字有 明浦有明漁港鮪浦 北側防波堤突端の 標識	イ 基点第1268号から233 度8分15メートルの点 ロ 基点第1268号から210 度39分94メートルの点 ハ 基点第1268号から142 度18分169メートルの点 ニ 基点第1268号から94 度5分144メートルの点 ホ 基点第1268号から57 度40分32メートルの点 へ 基点第1268号から138 度11分19メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 当該漁業権に 係る区画漁業で 用いられる養殖 用種苗は、人工 種苗でなくては ならない。	佐伯市鶴見大字 有明浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千八百三十六号
区第三千九百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	基点第781号、 イ、ロ及び基点 第782号の各点 を順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 781 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦205番地の標識 基点第 782 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦219番地の標識	イ 基点第781号から佐伯 市鶴見大字中越浦字島 江500番地1龍宮の鼻西 端見通し線上250メー トルの点 ロ 基点782号から佐伯市 鶴見大字羽出浦沖のは え見通し線上250メー トルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千九百三十号
区第三千九百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 509 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦作網代北端の 排水管中央 基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ528番 地10の標識 基点第 1234 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦712番地2地先 の標識	イ 基点第509号から基点 第1041号見通し線上50 メートルの点 ロ 基点第509号から基点 第1041号見通し線上250 メートルの点 ハ 基点第1234号から基 点第1041号見通し線上 250メートルの点 ニ 基点第1234号から基 点第1041号見通し線上 50メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千九百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1211 号 佐伯市鶴見大字大島字船隠防波堤赤灯台	イ 基点第1211号から305度1,255メートルの点 ロ 基点第1211号から325度1,198メートルの点 ハ 基点第1211号から337度487メートルの点 ニ 基点第1211号から287度525メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千百三十号
区第四千百三十一号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1211 号 佐伯市鶴見大字大島字船隠防波堤赤灯台	イ 基点第1211号から305度1,255メートルの点 ロ 基点第1211号から316度1,220メートルの点 ハ 基点第1211号から313度470メートルの点 ニ 基点第1211号から302度482メートルの点 ホ 基点第1211号から307度714メートルの点 ヘ 基点第1211号から300度736メートルの点	(制限又は条件) 1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が11,775平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：円形、規格：直径25メートル、台数：24台 3 当該区画漁業権及び区第4132号に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。	佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千百三十二号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	基点第1071号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ及び基点第1071号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1071号 佐伯市鶴見大字大島オオシクバエ西端の標識	イ 基点第1071号から214度135メートルの点 ロ 基点第1071号から157度430メートルの点 ハ 基点第1071号から150度402メートルの点 ニ 基点第1071号から160度210メートルの点 ホ 基点第1071号から140度197メートルの点		佐伯市鶴見	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千百三十二号
					(制限又は条件) 1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る漁場の区域において設置する養殖の用に供する施設は、以下の規模を超えてはならない。ただし、生け簀の総面積が1,800平方メートルを超えない範囲内で、生け簀の形状、規格又は台数を変更することは差し支えない。 形状：正方形、規格：10メートル×10メートル、台数：18台 3 当該漁業権及び区第4131号に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗のうち、1年当たりの天然種苗の活込尾数は、合計で2,568尾を超えてはならない。なお、「天然種苗の活込尾数」とは、天然から採捕したくろまぐろを、初めて区画漁業権の設定された海面の養殖の用に供する施設に投入した時の、当該くろまぐろの尾数をいう。 4 天然種苗と人工種苗を同一の養殖生簀で養殖しないこと。ただし、天然種苗と人工種苗を明確に識別できる場合はこの限りでない。						
区第四千百三十三号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第1211号 佐伯市鶴見大字大島宇船隠防波堤赤灯台	イ 基点第1211号から300度736メートルの点 ロ 基点第1211号から307度714メートルの点 ハ 基点第1211号から302度482メートルの点 ニ 基点第1211号から287度525メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	佐伯市鶴見大字大島及び大字地松浦206番地25	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千百三十三号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千三百三十四号	第1種区画漁業 くろまぐろ小割式 養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 1071 号 佐伯市鶴見大字大島オオシクバエ西端の標識	イ 基点第1071号から160度210メートルの点 ロ 基点第1071号から150度402メートルの点 ハ 基点第1071号から140度375メートルの点 ニ 基点第1071号から140度197メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 当該漁業権に係る区画漁業で用いられる養殖用種苗は、人工種苗でなくてはならない。	佐伯市鶴見大字大島及び大字地松浦206番地25	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十四号
区第四千三百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字小浦の地先	基点第284号、 イ、ロ及び基点第 277号の各点を順 次に結んだ線と 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域	基点第 277 号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(大島西端)の標識 基点第 284 号 佐伯市米水津大字小浦字楠ノ浦651番地の標識	イ 基点第284号から佐伯市米水津大字浦代浦元越山頂上見通し線上100メートルの点 ロ 基点第277号から佐伯市米水津大字浦代浦元越山頂上見通し線上60メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字小浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十号
区第四千三百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字小浦の地先	基点第284号と基 点第282号を結ん だ線と最大高潮 時海岸線から50 メートルの線と によって囲まれ た区域	基点第 282 号 佐伯市米水津大字小浦523番地(小浦防波堤の突端)の標識 基点第 284 号 佐伯市米水津大字小浦字楠ノ浦651番地の標識		海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字小浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千三百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字竹野浦の地先	基点第280号、イ、ロ、ハ、ニ、ホ、ヘ及び基点第1216号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線から50メートルの線とによって囲まれた区域	基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識 基点第280号 佐伯市米水津大字竹野浦東向721番地(防波堤の根基)の標識 基点第285号 佐伯市米水津大字小浦中隈鼻の標識 基点第1216号 佐伯市米水津大字小浦柏の浦46番地4の標識 基点第1217号 佐伯市米水津大字小浦蛭子鼻523番地5の標識	イ 基点第280号から273度80メートルの点 ロ 基点第278号から基点第285号見通し線上350メートルの点 ハ 基点第285号から基点第278号見通し線上400メートルの点 ニ 基点第1217号から311度120メートルの点 ホ 基点第1217号から311度185メートルの点 ヘ 基点第1216号から130度95メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字竹野浦及び大字小浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十四号
区第四千三百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字浦代浦の地先	基点第278号、イ、ロ及び基点第309号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識 基点第309号 佐伯市米水津大字浦代浦字うどの口120番地の標識 基点第1235号 佐伯市米水津大字浦代浦中ノ鼻の標識	イ 基点第278号から基点第1235号見通し線上110メートルの点 ロ 基点第309号から佐伯市米水津大字浦代浦愛宕橋西北端見通し線上150メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字浦代浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十五号
区第四千三百三十六号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字色利浦の地先	基点第275号、イ及び基点第1189号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第274号 佐伯市米水津大字宮野浦1番地2と同市米水津大字色利浦1268番地1との境界の標識 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻)の標識 基点第1189号 佐伯市米水津大字色利浦1331番地1地先の物揚場北側基部の標識 基点第1198号 佐伯市米水津大字宮野浦旧新波止北側突堤の先端の標識	イ 基点第274号と基点第275号とを結んだ線と、基点第1189号と基点第1198号とを結んだ線との交点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字色利浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十六号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千三百三十七号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字宮野浦の地先	基点第272号、イ、ロ及び基点第1194号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第272号 佐伯市米水津大字宮野浦313番地(松切鼻の北端)の標識 基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻の標識) 基点第1194号 佐伯市米水津大字色利浦字内越浦1816番地の標識 基点第1195号 佐伯市米水津大字色利浦344番地2(色利地区センター北端)	イ 基点第272号から基点第275号見通し線上400メートルの点 ロ 基点第1194号から基点第1195号見通し線上360メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字宮野浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十七号
区第四千三百三十八号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字小浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第275号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻の標識) 基点第277号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(大小島西端)の標識 基点第287号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(チンバエの網とり岩)の標識	イ 基点第277号から基点第275号見通し線上50メートルの点 ロ 基点第277号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ハ 基点第287号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ニ 基点第287号から基点第275号見通し線上50メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字小浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十八号
区第四千三百三十九号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字浦代浦の地先	基点第278号、イ、ロ、ハ及び基点第310号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第278号 佐伯市米水津大字浦代浦字平間2番地の標識 基点第280号 佐伯市米水津大字竹野浦東向721番地(防波堤の根基)の標識 基点第285号 佐伯市米水津大字小浦中隈鼻の標識 基点第310号 佐伯市米水津大字竹野浦78番地2の地先西防波堤の根基の標識 基点第1235号 佐伯市米水津大字浦代浦中ノ鼻の標識	イ 基点第278号から基点第1235号見通し線上110メートルの点 ロ 基点第278号から基点第285号見通し線上200メートルの点 ハ 基点第310号から基点第280号見通し線上50メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字浦代浦及び大字竹野浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百三十九号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
区第四千三百四十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市米水津大字小浦の地先	基点第287号、イ、ロ及び基点第1137号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 275 号 佐伯市米水津大字色利浦296番地(さざえ鼻の標識) 基点第 287 号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸652番地(チンパエの網とり岩)の標識 基点第 1137 号 佐伯市米水津大字浦代浦字荒戸665番地2(中熊先端)の標識	イ 基点第287号から基点第275号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1137号から基点第275号見通し線上290メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市米水津大字小浦	〃 【米水津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千三百四十一号
区第四千四百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野浦の地先	基点第1190号、イ、ロ及び基点第271号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 271 号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤ばえ鼻の西端の標識 基点第 1190 号 佐伯市蒲江大字畑野浦字貝持毛浦クウラばえの標識	イ 基点第1190号から佐伯市蒲江大字畑野浦つなとり鼻見通し線上240メートルの点 ロ 基点第271号から佐伯市蒲江大字畑野浦うそ水鼻見通し線上200メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	〃 【上入津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千四百三十号
区第四千四百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 186 号 佐伯市蒲江大字西野浦芹埼の標識 基点第 271 号 佐伯市蒲江大字畑野浦赤ばえ鼻の西端の標識 基点第 1096 号 佐伯市蒲江大字畑野浦3156番地1の標識	イ 基点第271号から基点第186号見通し線上380メートルの点 ロ 基点第271号から基点第186号見通し線上730メートルの点 ハ 基点第1096号から146度30分1,170メートルの点 ニ 基点第1096号から150度810メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字畑野浦及び大字楠本浦	〃 【上入津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千四百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
区第四千四百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字西野 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 182 号 佐伯市米水津と 同市蒲江との境界 (地黒島西端) 基点第 237 号 佐伯市蒲江大字西 野浦字芹崎2897番 地A(茅場の下) の標識 基点第 1142 号 佐伯市蒲江大字西 野浦字芹崎2897番 地C(七ッばえの 島)の標識	イ 基点第237号から基点 第182号見通し線 上700メートルの 点 ロ 基点第237号から基点 第182号見通し線 上1,100メートル の点 ハ 基点第1142号から佐 伯市蒲江大字畑野 浦字沖黒島水取ば え東端見通し線 上1,100メートル の点 ニ 基点第1142号から佐 伯市蒲江大字畑野 浦字沖黒島水取ば え東端見通し線 上700メートルの 点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 西野浦及び大字 竹野浦河内	〃 【下入津地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千四百三十三号
区第四千四百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	6月1日から 10月31日まで	佐伯市蒲江大字畑野 浦の地先	基点第1243号、 イ、ロ、基点第 1240号を結んだ 線と基点1241号 と基点第1242号 を結んだ線及び 最大高潮時海岸 線とによって囲 まれた区域であ って、ハ、ニ、 ホ、へ及びハの 各点を順次に結 んだ線によって 囲まれた区域を 除いた区域	基点第 1239 号 佐伯市蒲江大字畑 野浦下り松鼻の防 波堤根基の標識 基点第 1240 号 佐伯市蒲江大字畑 野浦江武戸鼻の先 端の標識 基点第 1241 号 佐伯市蒲江大字畑 野浦字釜ノ浦ウシ ヶ鼻の先端の標識 基点第 1242 号 佐伯市蒲江大字畑 野浦字小浦ヶ浜防 波堤の標識 基点第 1243 号 佐伯市蒲江大字畑 野浦字宮地ヶ浦12 番地の標識	イ 基点第1243号から基 点第1240号見通 し線 上50メートルの 点 ロ 基点第1239号から基 点第1240号見通 し線 上50メートルの 点 ハ 基点第1239号から基 点第1240号見通 し線 上250メートルの 点 ニ 基点第1239号から基 点第1240号見通 し線 上350メートルの 点 ホ 基点第1242号から基 点第1241号見通 し線 上350メートルの 点 へ 基点第1242号から基 点第1241号見通 し線 上250メートルの 点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 畑野浦及び大字 楠本浦	〃 【上入津地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千四百三十四号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千四百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	6月1日から 10月31日まで	佐伯市蒲江大字西野 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1244 号 佐伯市蒲江大字西 野浦大分県漁協下 入津支店荷捌所北 東端角の標識	イ 基点第1244号から315 度940メートルの点 ロ 基点第1244号から320 度1,830メートルの点 ハ 基点第1244号から308 度1,900メートルの点 ニ 基点第1244号から294 度1,080メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 西野浦及び大字 竹野浦河内	” 【下入津地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千四百三十五号
区第四千五百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江 浦屋形島の地先	基点第 1231 号、 イ、ロ及び基点第 845号の各点を順 次に結んだ線と 屋形島漁港東防 波堤と最大高潮 時海岸線とによ って囲まれた区 域	基点第 845 号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島消波堤 ベンチマーク 基点第 1231 号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島漁港沖 防波堤の標識	イ 基点第1231号から21 度550メートルの点 ロ 基点第845号から30度 830メートルの点	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 水底線路の敷 設及び維持修理 作業を拒んでは ならない。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	” 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百三十一号
区第四千五百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江 浦(カバネ)の地先	基点第1073号、イ 及び基点第1074 号の各点を順次 に結んだ線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 516 号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦字米ツク4628 番地の標識 基点第 1073 号 佐伯市蒲江浦江漁 港沖防波堤灯台 基点第 1074 号 佐伯市蒲江雀ばえ 鼻の白灯台	イ 基点第1074号から基点 第516号見通し線上350 メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	” 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百三十二号
区第四千五百三十三号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江 浦屋形島の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1072 号 佐伯市蒲江屋形島 赤ばえの小ばえの 標識	イ 基点第1072号から180 度730メートルの点 ロ 基点第1072号から180 度1,570メートルの点 ハ 基点第1072号から158 度1,680メートルの点 ニ 基点第1072号から140 度960メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	” 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百三十三号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千五百三十四号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江 浦屋形島の地先	基点第769号、 イ、ロ及び基点 第1256号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 769 号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島漁港の 西防波堤の突端 基点第 1256 号 佐伯市蒲江蒲江浦 3237番地曲がり角 の標識	イ 基点第769号から14度 550メートルの点 ロ 基点第1256号から14 度420メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	〃 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百三十四号
区第四千六百三十号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸市 尾浦の地先	基点第840号、 イ、ロ及び基点 第1258号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦日の浦しん ぞう鼻先端の標識 基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛 原浦なでの鼻先端 基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦1番地(畑 の尻鼻)の標識 基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦2番地7 (田尾の下)の標 識 基点第 1258 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦大ヨケ鼻突 端の標識	イ 基点第840号から基点 第207号見通し線上200 メートルの点 ロ 基点第1258号と基点 第204号とを結んだ線と イの点と基点第841号か ら基点第204号見通し線 上180メートルの点とを 結んだ線の交点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦、大字 葛原浦及び大字 波当津浦	〃 【名護屋地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千六百三十号
区第四千六百三十一号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎 浦の地先	基点第842号、イ 及び基点第1077 号の各点を順次 に結んだ線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 842 号 佐伯市蒲江大字森 崎浦鵜糞鼻の標識 基点第 1077 号 佐伯市蒲江大字森 崎浦名護屋鼻東端 の標識	イ 基点第1077号から佐 伯市蒲江ヤモンバエ鼻 見通し線上300メートル の点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	〃 【名護屋地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千六百三十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【名護屋地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千六百三十二号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸市尾浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦日の浦しんぞう鼻先端の標識 基点第 205 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦青磯きよむの鼻の先端の標識 基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸市尾浦2番地7(田尾の下)の標識	イ 基点第204号から基点第841号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第204号から基点第841号見通し線上300メートルの点 ハ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上300メートルの点 ニ 基点第205号から佐伯市蒲江大字丸市尾浦小網代鼻見通し線上100メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字丸市尾浦、大字葛原浦及び大字波当津浦	〃 【名護屋地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千六百三十二号
区第四千六百三十五号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1077 号 佐伯市蒲江大字森崎浦名護屋鼻東端の標識	イ 基点第1077号から130度440メートルの点 ロ 基点第1077号から195度470メートルの点 ハ 基点第1077号から169度1,200メートルの点 ニ 基点第1077号から145度1,260メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字森崎浦	〃 【名護屋地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千六百三十五号
区第四千六百三十六号	第1種区画漁業 魚類小割式養殖業 (くろまぐろ養殖業を除く。)	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 213 号 佐伯市蒲江大字森崎浦越田尾旧防波堤の突端の標識 基点第 215 号 佐伯市蒲江大字森崎浦古森崎1785番地3川尻北端 基点第 220 号 佐伯市蒲江大字猪串浦字長崎山128番地3(ふくとう鼻)の標識 基点第 221 号 佐伯市蒲江大字猪串浦字古猪串11番地(赤子島西端)の標識	イ 基点第215号から基点第220号見通し線上190メートルの点 ロ 基点第215号から基点第220号見通し線上440メートルの点 ハ 基点第213号から基点第221号見通し線上450メートルの点 ニ 基点第213号から基点第221号見通し線上250メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	佐伯市蒲江大字森崎浦及び大字野々河内浦	〃 【名護屋地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千六百三十六号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 58 号 中津市小祝漁港の旧突堤の先端の跡に設置した標識	イ 基点第58号から20度28分1,832メートルの点 ロ 基点第58号から43度1分1,886メートルの点 ハ 基点第58号から60度10分1,192メートルの点 ニ 基点第58号から23度19分1,014メートルの点 ホ 基点第58号から24度18分1,314メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市	〃 【中津地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第二百四十号
区第七百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町竹田津の地先	基点第1260号、イ、ロ、ハ及び基点第1260号の各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第 1260 号 国東市国見町竹田津柱崎の標識	イ 基点第1260号から229度535メートルの点 ロ 基点第1260号から276度980メートルの点 ハ 基点第1260号から321度495メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国見町	〃 【国見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第七百四十号
区第七百四十二号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町小熊毛の地先	基点第1274号、イ、ロ及び基点第1275号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第 1273 号 国東市国見町小熊毛2912番地14面木漁港陸側南東角 基点第 1274 号 国東市国見町小熊毛2892番地2面木漁港防波堤の標識 基点第 1275 号 国東市国見町小熊毛2713番地1小熊毛川河口護岸境目 基点第 1276 号 国東市国見町熊毛小学校北東側の大熊毛川河口護岸境目 基点第 1277 号 国東市国見町大熊毛川河口右岸コンクリート堤防突端の先端南側角 基点第 1278 号 国東市国見町熊毛湾口部防波堤角 基点第 1279 号 国東市国見町小熊毛2913番地4隣接防波堤突端の南側角	イ 基点第1273号から基点第1278号見通し線と基点第1279号から基点第1276号見通し線の交点 ロ 基点第1275号から基点第1277号見通し線と基点第1279号から基点第1276号見通し線の交点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国見町	〃 【国見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第七百四十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第九百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市国東町北江の地先	基点第1281号、イ、ロ及び基点第1280号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1280号 国東市国東町北江3386番地6サイクリングロード護岸端 基点第1281号 国東市国東町北江3347番地1の排水溝先端	イ 基点第1281号から54度30分159メートルの点 ロ 基点第1280号から61度16分166メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町及び武蔵町	〃 【くにさき地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第九百四十号
区第九百四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市国東町重藤の地先	基点第77号、イ、ロ及び基点第1264号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界 基点第1264号 国東市国東町治郎丸川河口左岸南東端角	イ 基点第77号から85度57分2,381メートルの点 ロ 基点第1264号から87度20分1,847メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市国東町	〃 【くにさき地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第九百四十一号
区第千四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市武蔵町池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界	イ 基点第77号から86度52分788メートルの点 ロ 基点第77号から88度41分1,891メートルの点 ハ 基点第77号から129度24分2,446メートルの点 ニ 基点第77号から153度07分1,741メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市武蔵町	〃 【武蔵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第千四十号
区第千四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市武蔵町池ノ内の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第77号 国東市国東町と同市武蔵町との境界	イ 基点第77号から160度56分2,561メートルの点 ロ 基点第77号から142度01分3,072メートルの点 ハ 基点第77号から149度25分3,716メートルの点 ニ 基点第77号から165度21分3,307メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市武蔵町	〃 【武蔵地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第千四十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第千四百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市安岐町塩屋の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 79 号 国東市と杵築市との 境界	イ 基点第79号から54度 18分1,383メートルの点 ロ 基点第79号から80度 38分2,031メートルの点 ハ 基点第79号から108度 20分1,595メートルの点 ニ 基点第79号から91度 53分618メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	国東市安岐町	〃 【安岐地区】	平成30年 9月1日から平成 35年8月 31日まで	区第千四百四十号
区第千五百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	杵築市大字守江の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 へ及びイの各点 を順次に結んだ 線によって囲ま れた区域	基点第 56 号 杵築市大字守江あ まむら橋南側の東 端の標識	イ 基点第56号から247度 380メートルの点 ロ 基点第56号から219度 30分1,225メートルの点 ハ 基点第56号から189度 1,007メートルの点 ニ 基点第56号から159度 600メートルの点 ホ 基点第56号から144度 410メートルの点 へ 基点第56号から180度 135メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	杵築市大字守江	〃 【杵築地区】	平成30年 9月1日から平成 35年8月 31日まで	区第千五百四十号
区第千六百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	日出町大神の地先	基点第1282号、 イ及び基点第 1283号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1282 号 日出町大神5711-85 番地大神漁港燈籠 番1号防波堤根基 の標識 基点第 1283 号 日出町大神5711-85 番地大神漁港燈籠 番2号防波堤先端 の北側角 基点第 1284 号 日出町大神5711-85 番地大神漁港南側 防波堤先端の北側 角 基点第 1285 号 日出町大神5711-85 番地大神漁港西側 防波堤突端の先端 東側角	イ 基点第1282号から基 点第1284号見通し線と 基点第1283号から基 点第1285号見通し線 の交点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	日出町大神及び 真那井	〃 【日出地区】	平成30年 9月1日から平成 35年8月 31日まで	区第千六百四十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千六百四十二号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字下ノ江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 46 号 白杵市大字下ノ江 下ノ江灯台 基点第 50 号 白杵市大字下ノ江 下ノ江防波堤の突 端の標識 基点第 815 号 白杵市大字下ノ江 魚見鼻東端の標識	イ 基点第50号から基点 第815号見通し線上130 メートルの点 ロ 基点第50号から基点 第815号見通し線上60 メートルの点 ハ 基点第46号から源六 ばえ見通し線上60メー トルの点 ニ 基点第46号から源六 ばえ見通し線上120メー トルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字下ノ 江	〃 【白杵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千六百四十二号
区第二千六百四十三号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字下ノ江の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 50 号 白杵市大字下ノ江 下ノ江防波堤の突 端の標識 基点第 52 号 白杵市大字下ノ江 字小浦と字宮山尾 との境界（暗渠中 央） 基点第 815 号 白杵市大字下ノ江 魚見鼻東端の標識	イ 基点第815号から80度 80メートルの点 ロ 基点第815号から80度 230メートルの点 ハ 基点第52号から基点 第50号見通し線上200 メートルの点 ニ 基点第52号から基点 第50号見通し線上60 メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字下ノ 江	〃 【白杵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千六百四十三号
区第三千五百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦の地先	基点第1287号、 イ、ロ及び基点第 1288号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1287 号 佐伯市大字片神浦 565番地3地先の標 識 基点第 1288 号 佐伯市大字片神浦 606番地地先の標識	イ 基点第1287号から270 度110メートルの点 ロ 基点第1288号から270 度110メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市大字片神 浦	〃 【佐伯地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第三千五百四十号
区第四千四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀 浦の地先	基点第471号、 イ、ロ及び基点 第1266号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 470 号 佐伯市鶴見大字丹 賀浦字岩屋2番地 1（字土崎小脇の 鼻）の標識 基点第 471 号 佐伯市鶴見大字丹 賀浦赤鼻の標識 基点第 1266 号 佐伯市鶴見大字丹 賀浦黒岩の浜の標 識	イ 基点第471号から佐伯 市鶴見大字大島高 手島東北端見通し 線上300メー トルの点 ロ 基点第470号とイの点 とを結んだ線と基 点第1266号から佐 伯市鶴見大字大島 高手島頂上見通し 線の交点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 丹賀浦及び大字 梶寄浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千四十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千五百四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字片神浦の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順 次に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1291 号 佐伯市大字片神浦 字鱸浦727番地地 先の標識	イ 基点第1291号から 310度14分38秒220 メートルの点 ロ 基点第1291号から 289度51分21秒206 メートルの点 ハ 基点第1291号から 285度35分12秒67メー トルの点 ニ 基点第1291号から 340度01分27秒100 メートルの点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏等 の流出及び移動を防止し、並びに設置場 所を表示する海上標 識用灯火を設置する こと。	佐伯市大字片 神浦	〃 【佐伯地区】	令和2年 9月1日 から令和 5年8月 31日まで	区第三千五百四十一号
区第三千八百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字沖松 浦の地先	基点第1292号、 イ、ロ、基点第 1230号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1230 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦字ウバガ浦 1246番地18地先の 1246番地20の防波 堤の標識 基点第 1292 号 佐伯市鶴見大字沖 松浦字ウバガ浦 1249番地6地先の 1246番地20の防波 堤の標識	イ 基点第1292号から 237度40メートルの点 ロ 基点第1230号から佐 伯市鶴見大字地松浦 水産物流通加工セン ター中突堤突端南側 見通し線上68メー トルの点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏等 の流出及び移動を防止し、並びに設置場 所を表示する海上標 識用灯火を設置する こと。	佐伯市鶴見大 字沖松浦及び 大字地松浦	〃 【鶴見支店】	令和2年 10月1日 から令和 5年8月 31日まで	区第三千八百四十号
区第四千四百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字大島 の地先	基点第1293号、 イ、ロ、基点第 1294号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1293 号 佐伯市鶴見大字大 島字赤鼻601番地 の標識 基点第 1294 号 佐伯市鶴見大字大 島字居村378番地3 の防波堤の標識	イ 基点第1293号から 174度143メートルの 点 ロ 基点第1294号から 236度117メートルの 点	海上交通の安全確保 のため、養殖筏等 の流出及び移動を防止し、並びに設置場 所を表示する海上標 識用灯火を設置する こと。	佐伯市鶴見大 字大島	〃 【鶴見支店】	令和2年 10月1日 から令和 5年8月 31日まで	区第四千四百四十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字丹賀 浦の地先	基点第173号、イ 及び基点第469号 の各点を順次に 結んだ線と最大 高潮時海岸線と によって囲まれ た区域	基点第 173 号 佐伯市鶴見大字丹 賀浦女郎崎の標識 基点第 177 号 佐伯市鶴見大字大 島字赤鼻603番地 (赤鼻) 基点第 469 号 佐伯市鶴見大字丹 賀浦503番地ニゴノ 浦鼻の標識	イ 基点第469号から基点 第177号見通し線上200 メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市鶴見大字 丹賀浦及び大字 梶寄浦	〃 【鶴見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千四十一号
区第四千五百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪串 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1267 号 佐伯市蒲江大字猪 串浦竹の浦橋西の 護岸角の標識	イ 基点第1267号から221 度335メートルの点 ロ 基点第1267号から234 度289メートルの点 ハ 基点第1267号から214 度148メートルの点 ニ 基点第1267号から198 度218メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	〃 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百四十号
区第四千五百四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字猪串 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 220 号 佐伯市蒲江大字猪 串浦字長崎山128番 地3（ふくとう 鼻）の標識 基点第 221 号 佐伯市蒲江大字猪 串浦字古猪串11番 地（赤子島西端） の標識 基点第 222 号 佐伯市蒲江大字猪 串浦字わきあがり 3番地（わきあが り鼻）の標識	イ 基点第220号から220 度400メートルの点 ロ 基点第220号から基点 第221号見通し線上250 メートルの点 ハ 基点第221号から基点 第220号見通し線上50 メートルの点 ニ 基点第222号から基点 第220号見通し線上150 メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	〃 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百四十一号
区第四千五百四十二号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江 浦屋形島の地先	基点第1255号、 イ、ロ及び基点 第772号の各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 226 号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦字米ツク4632 番地1（よそいち 鼻）の標識 基点第 772 号 佐伯市蒲江大字蒲 江浦屋形島保夫鼻 船着場ヤード東端 基点第 1255 号 佐伯市蒲江浦蒲江浦 3237番地（基点第 1256号から西側60 メートル）の標識	イ 基点第1255号から8度 380メートルの点 ロ 基点第772号から基点 第226号見通し線上280 メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 蒲江浦及び大字 猪串浦	〃 【蒲江地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千五百四十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【名護屋地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千六百四十号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字森崎 浦の地先	基点第842号、イ 及び基点第1257 号の各点を順次 に結んだ線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 214 号 佐伯市蒲江大字森 崎浦松ヶ鼻の標識 基点第 842 号 佐伯市蒲江大字森 崎浦鶴羹鼻の標識 基点第 1257 号 佐伯市蒲江大字森 崎浦岸の浦の中鼻 突端の標識	イ 基点第842号から基点 第214号見通し線上500 メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 森崎浦	〃 【名護屋地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千六百四十号
区第四千六百四十一号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字丸市 尾浦の地先	基点第841号、 イ、ロ及び基点 第1258号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 204 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦日の浦しん ぞう鼻先端の標識 基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛 原浦なでの鼻先端 基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦1番地(畑 の尻鼻)の標識 基点第 841 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦2番地7 (田尾の下)の標 識 基点第 1258 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦大ヨケ鼻突 端の標識	イ 基点第841号から基点 第204号見通し線上180 メートルの点 ロ 基点第1258号と基点 第204号とを結んだ線と イの点と基点第840号か ら基点第207号見通し線 上200メートルの点とを 結んだ線の交点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 丸市尾浦	〃 【名護屋地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千六百四十一号
区第四千六百四十二号	第1種区画漁業 かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字葛原 浦の地先	基点第207号、 イ、ロ及び基点 第1259号を順次 に結んだ線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 207 号 佐伯市蒲江大字葛 原浦なでの鼻先端 基点第 840 号 佐伯市蒲江大字丸 市尾浦1番地(畑 の尻鼻)の標識 基点第 1259 号 佐伯市蒲江大字葛 原浦草落し場突端 の標識	イ 基点第840号から基点 第207号見通し線上 1,000メートルの点 ロ 基点第840号から基点 第1259号見通し線上 1,100メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	佐伯市蒲江大字 葛原浦	〃 【名護屋地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四千六百四十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地 区】	存続期間	免許番号
				区域	基 点	点					
区第三千九百五十号	第1種区画漁業 ひおうぎがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中越浦の地先	基点第1246号、イ、ロ及び基点第1265号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1041号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ528番地10の標識 基点第1042号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ566番地3の標識 基点第1246号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ540番地1先の標識 基点第1265号 佐伯市鶴見大字中越浦字高ナギ558番地3の標識	イ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字土島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルを結んだ線と基点第1246号から同見通し線の交点 ロ 基点第1041号から佐伯市鶴見大字中越浦字土島頂上見通し線上180メートルの点と基点第1042号から同市上浦大字最勝海浦高平山頂上見通し線上300メートルを結んだ線と基点第1265号から同見通し線の交点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。	佐伯市鶴見大字中越浦	〃 【鶴見地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第三千九百五十号
区第四千五百五十一号	第1種区画漁業 ひおうぎがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江の地先	基点第223号、イ、ロ及び基点第224号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第223号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字赤石5091番地（えびあじろ鼻）の標識 基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小蒲江漁港新防波堤の根基の標識 基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地（よこあじろ鼻）の標識 基点第226号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4632番地1（よそいち鼻）の標識	イ 基点第223号から基点第226号見通し線上200メートルの点 ロ 基点第224号から基点第225号見通し線上150メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	〃 【蒲江地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千五百五十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第四千五百五十二号	第1種区画漁業 ひおうぎがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市蒲江大字蒲江浦字小蒲江の地先	基点第225号、イ、ロ及び基点第1075号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第224号 佐伯市蒲江大字蒲江浦小蒲江漁港新防波堤の根基の標識 基点第225号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク4634番地（よこあじろ鼻）の標識 基点第515号 佐伯市蒲江大字猪串浦1番地（クヨム鼻）の標識 基点第1075号 佐伯市蒲江大字蒲江浦字米ツク沖クジラ鼻の付根の標識	イ 基点第225号から基点第224号見通し線上100メートルの点 ロ 基点第1075号から基点第515号見通し線上350メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,800㎡あたり成貝3,000個以内とする。	佐伯市蒲江大字蒲江浦及び大字猪串浦	〃 【蒲江地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四千五百五十二号
区第四百六十一号	第1種区画漁業 かき、あかがい、いがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第64号 豊後高田市西国東干拓第二工区北東端	イ 基点第64号から295度6分2,330メートルの点 ロ 基点第64号から282度42分2,120メートルの点 ハ 基点第64号から287度24分1,740メートルの点 ニ 基点第64号から301度18分1,980メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	豊後高田市（中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土、臼野、香々地、見目、上香々地、夷、小畑、堅来及び羽根を除く。）	〃 【豊後高田地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第四百六十一号
区第五百六十一号	第1種区画漁業 あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市臼野の地先	イ、ロ、ハ、ニ及びイの各点を順次に結んだ線によって囲まれた区域	基点第65号 豊後高田市臼野と同市堅来との境界の標識	イ 基点第65号から247度30分3,700メートルの点 ロ 基点第65号から275度30分2,275メートルの点 ハ 基点第65号から263度30分1,725メートルの点 ニ 基点第65号から238度3,400メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	豊後高田市中真玉、西真玉、大平、城前、大岩屋、黒土及び臼野	〃 【真玉地区】	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第五百六十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第六百六十号	第1種区画漁業 あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市堅来の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 65 号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識	イ 基点第65号から0度30 分120メートルの点 ロ 基点第65号から331度 570メートルの点 ハ 基点第65号から14度 1,020メートルの点 ニ 基点第65号から37度 30分820メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	〃 【香々地地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第六百六十号
区第六百六十一号	第1種区画漁業 あかがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市香々地の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 65 号 豊後高田市臼野と 同市堅来との境界 の標識	イ 基点第65号から339度 1,770メートルの点 ロ 基点第65号から336度 30分2,170メートルの点 ハ 基点第65号から4度 2,750メートルの点 ニ 基点第65号から9度 2,400メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市香々 地、見目、上 香々地、夷、小 畑、堅来及び羽 根	〃 【香々地地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第六百六十一号
区第二千二百六十号	第1種区画漁業 あわび、わかめ、 こんぶ 養殖業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字佐賀関及 び大字白木の地先	基点第138号、 イ及び基点第101 号の各点を順次 に結んだ線と最 大高潮時海岸線 から50メートル の線とによって 囲まれた区域	基点第 101 号 大分市大字臼木玉 井崎の標識 基点第 138 号 大分市大字佐賀関 鳥ヶ崎突堤の根基 の標識	イ 基点第101号から95度 300メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	〃 【佐賀関地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千二百六十号	
区第二千四百六十一号	第1種区画漁業 あわび、 ひおうぎがい、 かき 養殖業	1月1日から 12月31日まで	大分市大字一尺屋の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 1057 号 大分市大字一尺屋 3796番地地先の護 岸の標識 基点第 1058 号 大分市大字一尺屋 4293番地の標識	イ 基点第1057号から大 分市大字一尺屋筏島中 の島頂上見通し線上120 メートルの点 ロ 基点第1057号から大 分市大字一尺屋筏島中 の島頂上見通し線上350 メートルの点 ハ 基点第1058号から大 分市大字一尺屋筏島中 の島頂上見通し線上480 メートルの点 ニ 基点第1057号から190 度210メートルの点	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,800㎡あたり 成貝3,000個以 内とする。(ひ おうぎがい養殖 業に限る。)	大分市大字一尺 屋 〃 【佐賀関地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千四百六十一号	

免許番号 漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
			区域	基点	点					
区第二千五百六十一号 第1種区画漁業 うに、あわび、 ひおうぎがい養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の 地先	基点第680号、 イ、ロ及び基点 第1100号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線から50 メートルの線と によって囲まれ た区域	基点第113号 白杵市大字深江飛 潮鼻の標識 基点第680号 白杵市大字佐志生 字楠ヶ迫2の4009番 地の1の標識 基点第811号 白杵市大字佐志生 字黒島平ばえの標 識 基点第1100号 白杵市大字佐志生 字釜浦の市道佐志 生本線擁壁工の標 識	イ 基点第680号から基点 第113号見通し線上150 メートルの点 ロ 基点第1100号から基 点第811号見通し線上 220メートルの点	1 海上交通の安 全確保のため、 養殖筏等の流出 及び移動を防止 し、並びに設置 場所を表示する 海上標識用灯火 を設置すること。 2 漁場面積 1,800㎡あたり 成貝3,000個以 内とする。(ひ おうぎがい養殖 業に限る。)	白杵市大字佐志 生	〃 【白杵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千五百六十一号
区第二千五百六十三号 第1種区画漁業 あわび、わかめ、 こんぶ 養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線と によって囲まれた 区域	基点第113号 白杵市大字深江飛 潮鼻の標識 基点第811号 白杵市大字佐志生 字黒島平ばえの標 識 基点第1196号 白杵市大字佐志生 字黒島南端の標識	イ 基点第811号から沖無 垢島北端見通し線上300 メートルの点 ロ 基点第811号から沖無 垢島北端見通し線上500 メートルの点 ハ 基点第1196号から基 点第113号見通し線上 450メートルの点 ニ 基点第1196号から基 点第113号見通し線上 250メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	白杵市大字佐志 生	〃 【白杵地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千五百六十三号
区第二千八百六十一号 第1種区画漁業 あわび、さざえ養殖 業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字四浦字 鳩浦の地先	基点第1115号、 イ、ロ及び基点 第1116号の各点 を順次に結んだ 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第1048号 津久見市大字四浦 仙水島西端の標識 基点第1115号 津久見市大字四浦 1496番地の1の標 識 基点第1116号 津久見市大字四浦 1533番地の標識	イ 基点第1115号から基 点第1048号見通し線上 30メートルの点 ロ 基点第1116号から基 点第1048号見通し線上 30メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	津久見市大字四 浦字荒代及び字 鳩浦	〃 【津久見地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二千八百六十一号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第七百七十号	第2種区画漁業 あさり、かき養殖業	1月1日から 12月31日まで	国東市国見町岐部の地先	基点第555号、イ及びロの各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第555号 国東市国見町岐部字尾迫99番地1（一文字防波堤西端中央根基）の標識	イ 基点第555号から90度493メートルの点 ロ 基点第555号から142度15分10秒604メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 港湾の維持管理その他保全のため公共団体の行う事業の施工についてはこれを拒んではならない。	国東市国見町	大分県国東市国見町伊美2489番地くにさき漁業合同会社	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第七百七十号
区第八百七十号	第2種区画漁業 くるまえび養殖業	1月1日から 12月31日まで	東国東郡姫島村字両瀬の地先	基点第1129号、イ、ロ及び基点第1130号の各点を順次に結んだ線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域	基点第1129号 東国東郡姫島村字タルミ4571番地の2の標識 基点第1130号 東国東郡姫島村字両瀬4883番地の1の標識	イ 基点第1129号から122度70メートルの点 ロ 基点第1130号から139度115メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	東国東郡姫島村	大分県東国東郡姫島村2112番地の30姫島車えび養殖株式会社	平成30年9月1日から平成35年8月31日まで	区第八百七十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【地区】	存続期間	免許番号	
				区域	基点	点						
区第二百八十号	第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 基点第3号、ヘ、 ト、チ、リ、ヌ、ル 及びイの各点を 順次に結んだ線 と最大高潮時海 岸線とによって 囲まれた区域	基点第 1 号	中津市大字角木御 船岬の先端の標識	イ 基点第1号から316度 1,340メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	中津市小祝新 町、字小祝、大字 角木、下正路町、 角木町、船頭町、 船場町、片端町、 大字大塚、大字 牛神、大字東浜、 大字大新田、大 字田尻、大字是 則、大字定留、 大字諸田、大字 全徳及び大字蛸 瀬	【中津地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二百八十号
					基点第 2 号	中津市大字米山米 山海岸堤防の西端 の標識	ロ 基点第1号から336度 30分2,090メートルの点					
					基点第 3 号	中津市大字田尻和 間鼻西新開堤防の 北西端の標識	ハ 基点第2号から8度 2,000メートルの点					
							ニ 基点第3号から16度50 分830メートルの点					
							ホ 基点第3号から356度 30分480メートルの点					
							ヘ 基点第2号から54度 310メートルの点					
							ト 基点第2号から31度30 分570メートルの点					
							チ 基点第1号から29度20 分540メートルの点					
							リ 基点第1号から16度20 分100メートルの点					
							ヌ 基点第1号から286度 250メートルの点					
		ル 基点第1号から297度 30分830メートルの点										

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業者【地区】	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二百八十一号	第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	中津市の地先	イ、ロ、ハ、ニ、ホ、 ヘ、ト、チ及び ビリの各点を順次 に結んだ線と最大 高潮時海岸線と によって囲まれた 区域	基点第 5 号 中津市大字今津干 拓堤防の北東端の 標識 基点第 62 号 中津市と宇佐市と の境界の標識 基点第 1238 号 中津市中津港東側 防波堤の標識（防 波堤北東端角から 600メートルの点）	イ 基点第1238号から177 度300メートルの点 ロ 基点第5号から328度 1,275メートルの点 ハ 基点第5号から53度 720メートルの点 ニ 基点第5号から36度30 分1,140メートルの点 ホ 基点第5号から45度 1,270メートルの点 ヘ 基点第5号から73度30 分970メートルの点 ト 基点第62号から14度 30分1,380メートルの点 チ 基点第62号から14度 30分225メートルの点 リ 基点第5号から195度 50分395メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	中津市大字田尻、大字是則、大字定留、大字今津、大字諸田、大字赤迫、大字鍋島及び大字犬丸	” 【中津地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第二百八十一号
区第四百八十号	第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇佐市柳ヶ浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び ビの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 8 号 宇佐市大字住江弁 才樋門階段西角の 標識	イ 基点第8号から281度 53分1,050メートルの点 ロ 基点第8号から305度 40分1,385メートルの点 ハ 基点第8号から326度 1,100メートルの点 ニ 基点第8号から329度 10分480メートルの点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字江須賀、大字住江、大字神子山新田、大字高砂新田、大字順風新田、貴船町、子安町、住吉町、沖須町、大字下乙女及び大字郡中新田	” 【宇佐地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四百八十号
区第四百八十一号	第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇佐市大字長洲の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び ビの各点を順次 に結んだ線によ って囲まれた区 域	基点第 1035 号 宇佐市大字長洲長 洲漁港（新港）の 北東端角の標識	イ 基点第1035号から14 度140メートルの点 ロ 基点第1035号から9度 30分590メートルの点 ハ 基点第1035号から73 度1,350メートルの点 ニ 基点第1035号から92 度30分1,225メートルの 点	海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。	宇佐市大字長洲	” 【宇佐地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四百八十一号

免許番号 漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	関係地区	漁業権者 【地区】	存続期間	免許番号
			区域	基点	点					
区第四百八十二号 第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	宇佐市和間の地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 6 号 宇佐市大字久兵衛 新田八番塩浜東導 流堤から東へ35.6 メートルの点の標識 基点第 1236 号 宇佐市大字岩保新 田和間漁港防波堤 北西端角の標識	イ 基点第1236号から358 度235メートルの点 ロ 基点第1236号から358 度635メートルの点 ハ 基点第6号から341度 1,000メートルの点 ニ 基点第6号から341度 500メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	宇佐市大字嵯 木、大字松崎、 大字西大堀、大 字佐々礼、大字 岩保新田、大字 久兵衛新田、大 字北鶴田新田及 び大字南鶴田新 田	” 【宇佐地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四百八十二号
区第四百八十三号 第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の地 先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 6 号 宇佐市大字久兵衛 新田八番塩浜東導 流堤から東へ35.6 メートルの点の標識 基点第 13 号 宇佐市大字久兵衛 新田六番防波堤の 東側角の標識	イ 基点第6号から342度 1,130メートルの点 ロ 基点第6号から342度 1,790メートルの点 ハ 基点第13号から342度 1,820メートルの点 ニ 基点第13号から342度 1,180メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市（中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、白 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。）	” 【豊後高田地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四百八十三号
区第四百八十五号 第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市呉崎の地 先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 707 号 豊後高田市高田港 灯台	イ 基点第707号から216 度445メートルの点 ロ 基点第707号から267 度30分460メートルの点 ハ 基点第707号から336 度45分80メートルの点 ニ 基点第707号から185 度305メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市（中 真玉、西真玉、 大平、城前、大 岩屋、黒土、白 野、香々地、見 目、上香々地、 夷、小畑、堅来 及び羽根を除 く。）	” 【豊後高田地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第四百八十五号
区第五百八十号 第3種区画漁業 あさり、はまぐり 養殖業	1月1日から 12月31日まで	豊後高田市中真玉の 地先	イ、ロ、ハ、ニ及び イの各点を順次 に結んだ線に よって囲まれた 区域	基点第 708 号 豊後高田市小松原 4270番地2（防波 堤の突端）の標識 基点第 805 号 豊後高田市西国東 干拓第三工区の北 端の標識	イ 基点第708号から347 度30分460メートルの点 ロ 基点第708号から21度 240メートルの点 ハ 基点第805号から126 度30分700メートルの点 ニ 基点第805号から118 度410メートルの点	海上交通の安全確 保のため、養殖筏 等の流出及び移動 を防止し、並びに 設置場所を表示す る海上標識用灯火 を設置すること。	豊後高田市中真 玉、西真玉、大 平、城前、大岩 屋、黒土及び白 野	” 【真玉地区】	平成30年 9月1日 から平成 35年8月 31日まで	区第五百八十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千五百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 755 号 白杵市大字佐志生 字長浜大谷4751番 地の2（一本松） の標識	イ 基点第755号から保戸 島遠見山頂上見通し線 上100メートルの点 ロ 基点第755号から保戸 島遠見山頂上見通し線 上300メートルの点 ハ 基点第755号から193 度420メートルの点 ニ 基点第755号から220 度320メートルの点	1 海上交通保 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設置 場所を表示 する海上標 識用灯火を 設置するこ と。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし、 つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	白杵市大字佐志 生	白杵市大字戸室55 3番地の2 小坂 英樹 白杵市大字佐志生3 688番地の5 小坂 琴治	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千五百九十号
区第二千五百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字佐志生の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1000 号 白杵市大字佐志生 字折立5184の2番 地（しゅんばち 鼻）の標識	イ 基点第1000号から白杵 市はだか島頂上見通し 線上180メートルの点 ロ 基点第1000号から白 杵市はだか島頂上見通 し線上380メートルの点 ハ 基点第1228号から基 点第1157号見通し線上 450メートルの点 ニ 基点第1228号から基 点第1157号見通し線上 250メートルの点	1 海上交通保 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設置 場所を表示 する海上標 識用灯火を 設置するこ と。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし、 つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	白杵市大字佐志 生	白杵市大字戸室55 3番地の2 小坂 英樹 白杵市大字佐志生3 688番地の5 小坂 琴治	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千五百九十一号
					基点第 1157 号 白杵市大三ツ子島 最頂部						
					基点第 1228 号 白杵市大字佐志生 字目ノ浦5250の1 番地の標識						

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千七百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字大浜及び 大字中津浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1203 号 白杵市大字大浜と 中津浦との境界 基点第 1227 号 白杵市大字中津浦 1116番地の4の標 識	イ 基点第1203号から白 杵市天神ヶ鼻見通し線上 340メートルの点 ロ 基点第1203号から白 杵市天神ヶ鼻見通し線上 700メートルの点 ハ 基点第1227号から白 杵市観音崎(大字大泊85 番地の8の地先)見通し 線上500メートルの点 ニ 基点第1227号から白杵 市観音崎(大字大泊85番 地の8の地先)見通し線 上150メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設置 場所を表示 する海上標 識用灯火を 設置するこ と。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	白杵市大字大浜 及び大字中津浦	白杵市大字大浜 1 1 4 7 番地の 5 有限会社 磯和真珠	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千七百九十号
区第二千七百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字深江の地 先	基点第1250号、 イ、ロ、ハ、 ニ、基点第403 号、基点第1252 号、ホ、ヘ、基 点第1251号及び 基点第1250号の 各点を順次に結 んだ直線によっ て囲まれた区 域。ただし、基 点第403号から基 点第1252号に至 る間及び基点第 1251号から基点 第1250号に至る 間においては最 大高潮時海岸線 とする。	基点第 403 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦北防波堤の 根基 基点第 404 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦(すずれ 鼻)の標識 基点第 766 号 白杵市大字深江字 西平1430番地の1 (久保浦鼻突端の 光石)の標識 基点第 1250 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦1089番地の 4の標識 基点第 1251 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦1092番地の 5の標識 基点第 1252 号 白杵市大字深江字 柿ノ浦1090番地の 1の標識	イ 基点第1250号から96 度140メートルの点 ロ 基点第404号から桜鼻 見通し線上160メートル の点 ハ 基点第404号から桜鼻 見通し線上230メートル の点 ニ 基点第403号から基点 第766号見通し線上230 メートルの点 ホ 基点第1252号から103 度116メートルの点 ヘ 基点第1251号から103 度110メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設置 場所を表示 する海上標 識用灯火を 設置するこ と。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	白杵市大字深江	白杵市大字深江 9 0 6 番地 廣戸 賢一 佐伯市大字霞ヶ浦 5 5 6 番地の 2 有限会社オーハタ パール	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千七百九十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千七百九十三号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	白杵市大字中津浦の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1146 号 白杵市大字下ノ江 1370番地の4の標識 基点第 1147 号 白杵市大字中津浦 2番地の1の標識	イ 基点第1146号から白 杵市大字大泊津久見島 南端見通し線上150メートル の点 ロ 基点第1147号から白 杵市大字深江すずれ鼻 見通し線上180メートルの点 ハ 基点第1147号から白 杵市大字深江すずれ鼻 見通し線上380メートルの点 ニ 基点第1146号から白 杵市大字大泊津久見島 南端見通し線上350メートル の点	1 海上交通保 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あ たり成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	白杵市大字大浜 及び大字中津浦	白杵市大字大浜11 47番地の5 有限会社磯和真珠	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千七百九十三号
区第二千八百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目字 伊崎の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 396 号 津久見市大字長目 2654番地（黒島西 端）の標識 基点第 500 号 津久見市大字長目 黒島北端の標識 基点第 578 号 津久見市大字長目 字浦代221番地長目 崎東端の標識	イ 基点第500号から269 度48分650メートルの点 ロ 基点第500号から269 度48分350メートルの点 ハ 基点第396号から基点 第578号見通し線上100 メートルの点 ニ 基点第396号から基点 第578号見通し線上400 メートルの点	1 海上交通保 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あ たり成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	津久見市大字長 目	津久見市大字長目2 115番地の4 上甲 利則	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千八百九十号

免許番号	漁業の種類 及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千八百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字網代の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 385 号 津久見市大字網代 琴浦の標識 基点第 386 号 津久見市大字網代 網代島えびす神社 鳥居の中央	イ 基点第386号から府高 造船所北端見通し線上 100メートルの点 ロ 基点第386号から府高 造船所北端見通し線上 300メートルの点 ハ 基点第385号から底は え鼻の標識見通し線上 270メートルの点 ニ 基点第385号から底は え鼻の標識見通し線上 100メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	津久見市大字網 代及び大字日見	佐伯市蒲江大字畑野 浦1644番地1 富高 秀一	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千八百九十一号
区第二千八百九十六号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字日見の 地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 1222 号 津久見市大字日見 日代漁港（日見） 外防波堤突端	イ 基点第1222号から30 度40メートルの点 ロ 基点第1222号から30 度230メートルの点 ハ 基点第1222号から10 度250メートルの点 ニ 基点第1222号から330 度105メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	津久見市大字網 代及び大字日見	佐伯市蒲江大字畑野 浦279番地1 山田 博美	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第二千八百九十六号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第二千八百九十七号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	津久見市大字長目字 浦代の地先	基点578号、イ、 ロ及び基点1038 号の各点を順次 に結んだ線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 578 号 津久見市大字長目 字浦代221番地長目 崎東端の標識 基点第 1038 号 津久見市大字長目 2707番地の標識	イ 基点第578号から336 度200メートルの点 ロ 基点第1038号から350 度150メートルの点	1 海上交通の安全確保のため、養殖筏等の流出及び移動を防止し、並びに設置場所を表示する海上標識用灯火を設置すること。 2 漁場面積1,000㎡あたり成貝5,000個以内とし、つりかご1吊りにつき、成貝は50個以内とする。	津久見市大字長目	津久見市大字長目1 438番地の1 上甲 利則	平成28年9 月1日から 平成36年3 月31日まで	区第二千八百九十七号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千二百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市上浦大字浅海 井浦の地先	イ、ロ、ハ、 ニ、ホ、ヘ及び イの各点を順次 に結んだ直線に よって囲まれた 区域	基点第 180 号 佐伯市鶴見大字大 島字水の子2の1559 番地水ノ子島灯台 基点第 1036 号 佐伯市上浦大字浅 海井浦2602番地1 の標識 基点第 1204 号 佐伯市上浦大字浅 海井浦2924番地の 標識	イ 基点第1036号から基 点第180号見通し線上 150メートルの点 ロ 基点第1036号から基 点第180号見通し線上 300メートルの点 ハ ロから真方位0度100 メートルの点 ニ ハから基点第180号見 通し線上150メートルの 点 ホ 基点第1204号から基 点第180号見通し線上 630メートルの点 ヘ 基点第1204号から基 点第180号見通し線上 330メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	佐伯市上浦大字 浅海井浦	佐伯市大字霞ヶ浦5 56番地の2 有限会社オーハタ パール	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第三千二百九十二号
区第三千三百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字護江字風 無の地先	基点第351号、 イ、ロ及び基点 第352号の各点を 順次に結んだ直 線と最大高潮時 海岸線とによっ て囲まれた区域	基点第 351 号 佐伯市大字護江字 風無セカチ西端 基点第 352 号 佐伯市大字護江風 無鼻北東端	イ 基点第351号から150 度100メートルの点 ロ 基点第352号から150 度100メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	佐伯市大字護江	佐伯市大字霞ヶ浦5 56番地の2 有限会社オーハタ パール	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第三千三百九十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千五百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市大字高松浦の 地先	基点第535号、 イ、基点第147号 及び基点第347号 の各点を順次に 結んだ直線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域であつ て、ロ、ハ、 ニ、ホ及びロの 各点を順次に結 んだ直線によつ て囲まれた区域 を除いた区域	基点第 147 号 佐伯市大字高松浦 村ばえ頂上 基点第 347 号 佐伯市大字高松浦 字白崎1104番地の 標識 基点第 535 号 佐伯市大字高松浦 字さるうち1093番 地の標識	イ 基点第535号から27度 400メートルの点 ロ 基点第535号から27度 250メートルの点 ハ 基点第535号から27度 150メートルの点 ニ 基点第347号から基点 第147号見通し線上50 メートルの点 ホ 基点第347号から基点 第147号見通し線上150 メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あ たり成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りに つき、成貝 は50個以 内とする。	佐伯市大字高松 浦	佐伯市大字霞ヶ浦5 56番地の2 有限会社オーハ パール	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第三千五百九十号
区第三千九百九十号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	基点第519号、イ 及び基点第520号 の各点を順次に 結んだ直線と最 大高潮時海岸線 とによって囲ま れた区域	基点第 171 号 佐伯市鶴見大字中 越浦と同市鶴見大 字丹賀浦との境界 (宇土崎) 基点第 519 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦矢石鼻 基点第 520 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦白崎蔦鼻東 端	イ 基点第519号から基点 第171号見通し線上100 メートルの点	1 海上交通 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あ たり成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りに つき、成貝 は50個以 内とする。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	佐伯市蒲江大字畑野 浦277番地 松田 正千代 大分市大字横尾23 63番地の3 (ADY KARI N101) 富高 修一	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日ま で	区第三千九百九十号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千九百九十一号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	基点第459号、 イ、ロ、ハ、 ニ、ホ及び基点 第1253号の各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 459 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦161番地(敷場 防波堤の根基) 基点第 460 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦127番地の標識 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ566番 地3の標識 基点第 1253 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦字矢石84番地 1先の標識	イ 基点第459号からすす きばえ見通し線上100 メートルの点 ロ 基点第460号から切の 鼻見通し線上100メー トルの点 ハ 基点第1253号から185 度230メートルの点 ニ 基点第1253号から195 度200メートルの点 ホ 基点第1253号から基 点第1042号見通し線 上60メートルの点	1 海上交通保 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	佐伯市向島2丁目1 0番11号 梅田 和美	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日まで	区第三千九百九十一号
区第三千九百九十二号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字中越 浦の地先	基点第1265号、 イ、ロ及び基点 第1042号の各点 を順次に結んだ 直線と最大高潮 時海岸線とに よって囲まれた 区域	基点第 1041 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ528番 地10の標識 基点第 1042 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ566番 地3の標識 基点第 1265 号 佐伯市鶴見大字中 越浦字高ナギ558番 地3の標識	イ 基点第1041号から佐 伯市鶴見大字中越浦字 戸島頂上見通し線 上180メートルの点と基 点第1042号から佐伯市 上浦大字最勝海浦高平 山頂上見通し線 上300メー トルの点とを結んだ直 線と基点第1265号から 同市上浦大字最勝海浦 高平山頂上見通し線 上の交点 ロ 基点第1042号から佐 伯市上浦大字最勝海浦 高平山頂上見通し線 上300メートルの点	1 海上交通保 の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あた り成貝5,000 個以内とし 、つりか ご1吊りにつ き、成貝は 50個以内と する。	佐伯市鶴見大字 中越浦	佐伯市鶴見大字羽出 浦847番地 西詰 真司 佐伯市蒲江大字畑野 浦402番地 有限会社 小野真珠	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日まで	区第三千九百九十二号

免許番号	漁業の種類及び名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域			制限又は条件	地元地区	漁業権者	存続期間	免許番号
				区域	基点	点					
区第三千九百九十三号	第1種区画漁業 真珠養殖業	1月1日から 12月31日まで	佐伯市鶴見大字羽出 浦の地先	イ、ロ、ハ、ニ 及びイの各点を 順次に結んだ直 線によって囲ま れた区域	基点第 460 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦127番地の標識 基点第 1247 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦字小倉300番地 の標識 基点第 1248 号 佐伯市鶴見大字羽 出浦字岡見352番地 13と同番地14との 境界先の標識	イ 基点第1247号から基 点第460号見通し線上40 メートルの点 ロ 基点第1247号から基 点第460号見通し線上 140メートルの点 ハ 基点第1248号から佐 伯市鶴見大字大島高 手島頂上見通し線上140 メートルの点 ニ 基点第1248号から佐 伯市鶴見大字大島高 手島頂上見通し線上40 メートルの点	1 海上交通の安全確保 のため、養 殖筏等の流 出及び移動 を防止し、 並びに設 置場所を表 示する海上 標識用灯火 を設置する こと。 2 漁場面積 1,000㎡あ たり成貝5,000 個以内とし、 つりかご1 吊りにつき、 成貝は50個 以内とする。	佐伯市鶴見大字 羽出浦	佐伯市鶴見大字羽出 浦847番地 西詰 真司	平成26年4 月1日から 平成36年3 月31日まで	区第三千九百九十三号